



知的財産侵害物品の取締りを強化します！

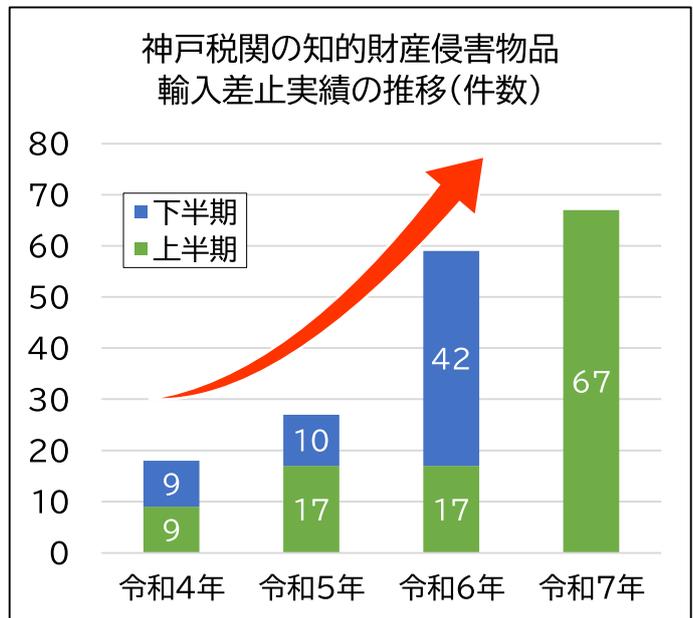
期間：令和7年11月7日(金)～11月14日(金)

神戸税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する取締りを強化します。

また、知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、下記の窓口にご連絡ください。



令和4年10月から、個人で使用する場合であっても、海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は輸入できません。



令和7年上半期の輸入差止件数(67件)は、既に前年(59件)を上回っています。

※「件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数になります。

【神戸税関で差し止めた物品の例】



小物入れ



ゲームコントローラー



スカルプブラシ

【連絡先窓口】

神戸税関業務部知的財産調査官
078-333-3156 (平日8:30～17:00)

密輸ダイヤル(フリーダイヤル)
0120-461-961(24時間受付)

密輸情報提供サイトもご利用いただけます。

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

